

資料 3

# 会計検査院提出資料

## 行政不服審査制度検討会ヒアリングにおける説明事項

### 1 「中間取りまとめ」の「第1～第7」について

#### (1) 情報公開や個人情報保護のように、第三者機関の関与を前提とした関係者の権利保護のための仕組みがすでに定着している制度については、基本的には、現行制度を継続していただきたい。

- ・ 情報公開及び個人情報保護については、既に第三者機関（情報公開・個人情報保護審査会）が設置され、審査庁の諮問を受けて争点整理、審理手続等が行われている。この手続は、処分庁（処分担当者）と不服申立人との争いを審査会が審理することにより、客観的かつ公正な審理を実現するとともに、不服申立人の手続的権利を保障する仕組みであり、その機能は十分に果たされている。

このような状況において、審査庁（行政組織）内に「審理担当官」を定めて審査会と同様の業務（事務）を行わせると、業務（事務）の重複により審理の遅延が生じることが考えられる。

- ・ 会計検査院のように小規模な機関では、官房（総務課）がすべての開示決定等に多かれ少なかれ関与しており、「審理担当官」として原決定に関与していない者を指名するのは現実的でない。
- ・ 開示決定等に対する不服申立てはすべて審査会に諮問するという仕組みがあることにより、不服申立人には、どのような事柄であっても「(行政機関の職員でない)第三者」に意見を聞いてもらえるという機会が保障されており、「審理担当官」がその前段階において審理、判断することとしても、不服申立人にはメリットがない。

#### (2) 「口頭意見陳述」の不実施が許容される場合を明記していただきたい。

- ・ 開示決定等に対する不服申立てにおいて、審査会は、「必要がないと認めるとき」には口頭意見陳述を実施する必要がない（情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第1項）が、審査庁についてはそのような規定がなく、口頭意見陳述の申立てがあれば、その機会を与えることが必要であると考えられている。
- ・ 口頭意見陳述の機会を与えることが義務であると考えられていることにより、遠方に居住する不服申立人から口頭意見陳述の申立てがあり、しかも、居住地において実施することを求められた場合には、審査庁がそれに応じないと裁決手続の瑕疵になってしまうと考えられ、適当でない。
- ・ 遠方で口頭意見陳述を実施するため、相応の人数の担当官を出張させたにもかかわらず、不服申立人が出席しなかった例がある。

**(3) 府省共通的な第三者機関を設置して諮問を義務付ける場合には、個別具体的に慎重に検討していただきたい。**

- ・ 行政処分の中には、例えば行政財産の使用許可のように立法、司法、行政各府に共通にみられるもの、会計検査院を含めて行政機関に共通にみられるものがある。
- ・ 第三者機関を例えば内閣府に設置して、立法、司法、行政各府に共通にみられる行政処分を審理する場合には、審理する内容によっては、権力分立の観点から、また、会計検査院に関しては「内閣に対し独立の地位を有する」こととの関係から、問題を生じる可能性がある。
- ・ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の制定時には、会計検査院が内閣に対し独立の地位にあることを考慮して、内閣府に置かれた情報公開審査会とは別に、会計検査院情報公開審査会が設置されている。

**2 「第9 処分以外のものに対する不服の申出」について**

**○ 会計検査院の権限行使のうち、行政手続法第3条第1項第4号により同法の第2章から第4章までの規定が適用されないものについては、「処分以外のものに対する不服の申出」の対象にならないことを明らかにしていただきたい。**

- ・ 「処分以外のものに対する不服の申出」の法律の規定ぶりによっては、会計検査院法第34条又は第36条の規定による処置の要求又は意見の表示が、概念上、「法定型の行政指導」に該当する可能性がある。

(参考) 会計検査院法(昭和22年法律第73号)

第34条 会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認められる事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理については是正改善の処置をさせることができる。

第36条 会計検査院は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができる。

- ・ しかし、それらの権限行使については、平成17年の行政手続法の改正の際に同法第3条第1項第4号に「会計検査の際にされる行政指導」を追加することにより、同法第2章から第4章までの規定が適用されないことを明らかにしている。その主たる理由は、会計検査における会計検査院と検査を受けるものとの関係は、行政手続法が規定している行政機関と私人との関係とは異なるものであり、会計検査における行為は行政手続法が規律の対象にしようとしている「行政指導」とは性質を異にするものであること、それにもかかわらず、会計検査における行為が行政手続法の規律の対象であるかのように受け取られるのは厳正、公正な会計検査を実施する上で適切ではないということによるものである。

- ・ したがって、会計検査院法第34条又は第36条の規定による処置の要求又は意見の表示は、性質上「処分以外のものに対する不服の申出」の対象となるような行為ではないが、法律上、「処分以外のものに対する不服の申出」を規定するに当たっては、行政手続法において規定する場合はもとより、行政不服審査法において規定する場合においても、行政手続法第2条第6号に規定する「行政指導」の概念を用いるのであれば、次の理由から、その対象に「会計検査の際にされる行政指導」が含まれないことを明らかにする必要がある。

① 処置要求等は、既に行政不服審査法及び行政手続法の適用除外となっている検定及び再検定と同様、国の会計経理の検査に関する専門機関である会計検査院が慎重な手続により行う作用であることから、検定及び再検定と同様の扱いとする必要がある。

② 処置要求等は、会計検査を受けるものが本来負っているアカウンタビリティ(その活動の原資が国民の負担による税金等であることにかんがみ、国からの出資・財政援助等を受けることに伴って、会計検査に協力し、会計経理が適正に行われていることを証明する責任)を果たすことを促すものであり、仮にこれらの措置により相手方に「事実上の不利益」が生じたとしても、それは、当該相手方がアカウンタビリティを果たす上で当然に負っている責務というべきであり、これらの措置により、相手方の権利利益に悪影響を与えるというものではない。

③ 会計検査院では、検査の過程において、検査の相手方に対し、口頭での説明や意見交換に加え、各種の検査調書、報告書、資料等の作成・提出を求めるなどして事実関係の把握等を行っており、その結果、会計経理上の問題について疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係等を記載した質問文書を相手方に送付し、これに対する相手方の回答を文書で受領することなどを通じて、相手方と継続的に討議を行っている。

このような手続及び過程を通じて、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、検査の相手方と事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因の究明、実効ある是正改善方策の追求などを図っており、仮に「行政指導の前提とする事実認定に誤りがある」ような場合には、この手続及び過程において、相手方が申し出る機会は十分に確保されている。

したがって、中間取りまとめによれば、「法定型」の行政指導を「不服申出」の対象とする理由として、「行政指導の前提とする事実認定に誤りがあっても、行政指導の相手方は、行政指導に従わない事実を公表されることにより不利益を被ることを恐れて、当該行政指導に従うことが考えられる」と記載されているが、このような考え方は会計検査においては当てはまらない。

(なお、会計検査院は、会計検査に関して「許認可等の権限」を有していないことから、処置要求や意見表示が「権限濫用型」の「行政指導」に該当することはない。)

- ④ 処置要求等は、会計検査院法上、その内容及び結果が決算検査報告に掲記されるものであるが、決算検査報告掲記事項についての相手方の意見（弁明）は、決算の参照資料である「平成〇〇年度決算検査報告に関し国会に対する説明書」に記載されて国会に提出され、決算検査報告とともに衆議院決算行政監視委員会、参議院決算委員会等において審議される仕組みとなっている。

すなわち、会計検査院としては、慎重な手続を経て権限を行使しているものであるが、仮に相手方において不服があれば、上記説明書においてその旨を表明し、国会における判断を受ける仕組みが既に整備されている。

(参考) 会計検査院法（昭和22年法律第73号）

第29条 日本国憲法第九十条により作成する検査報告には、左の事項を掲記しなければならない。

一～六 (略)

七 第34条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果

八 第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果